

令和4年9月26日以降、新型コロナウイルスに罹患し休業した組合員様へ 【重要】

- ・総合共助会
- ・総合福祉共済制度

上記保険制度の給付対象が変更になりました

令和4年9月26日より、政府が新型コロナウイルス感染症に関わる発生届を重症化リスクの高い方に限定することになったことに併せ、給付金の対象を以下の通り変更いたします。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い

ケース		従来	9月26日以降診断
入院された場合		お支払い対象 ○	お支払い対象 ○
宿泊・自宅療養された場合	重症化リスクの高い方	お支払い対象 ○	お支払い対象 ○
	上記以外の方	お支払い対象 ○	お支払い対象外 ×

重症化リスクの高い方とは

重症化リスクの高い方
(1) 65歳以上の方
(2) 妊娠されている方
(3) 入院を要する方
(4) 重症化リスクがあり、所定の新型コロナウイルス感染症治療薬の投与、または新型コロナウイルス感染症り患により酸素投与が必要な方

添付する書類等については、事務局までお問い合わせください。

なお、休業補償制度については、確認中ですので、もうしばらくお待ちください。